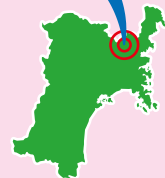


農の広場

第44号
令和7年2月



登米市農業委員会だより

未来の後継者へ お米名人になろう！



ちば たつお
千葉 辰雄さん

石越町の農事組合法人ダイヨン代表理事組合長千葉辰雄さんは、石越小学校から田んぼでの米づくりの体験をさせたいという依頼を受け、第4地区のみなさんと米づくり学習「お米名人になろう！」を実施しました。

今年度は3、4年生54名を対象に、農業・農作業の進化についても伝えたいと、10アールの水田を活用し、種まき、田植え、稲刈りの手作業体験学習とトラクターや田植機、コンバインなどの農業機械による作業の見学学習を行いました。

田植えでは子どもたちが素足で作業することを考慮して、足がとられないように水田を浅く耕起したり、地区のみなさんが足洗いを手伝ったり、稲刈りでは班ごとに責任者と刈る順番を決めるなど、子どもたちが安全で楽しく活動できるようきめ細かな配慮がされていました。

小学校の収穫祭に招かれた千葉さんは、子どもたちの「お米作り楽しかったよ。」「自分たちで作ったお米のおにぎりおいしいね。」「お代わりします。」という声と笑顔に、今後もこの活動を継続して、より多くの子どもたちに米作りへの関心をもってもらい、その中から未来の後継者が生まれてくれたら嬉しいと話してくれました。

子どもたちは自分たちが育てたお米を2合ずつ頂いて持ち帰りました。お家でもお米づくりの会話が弾んだことでしょう。

担当：小野寺 鉄子委員

新年のご挨拶



会長
高橋 清範

新年を迎え、市民皆様には健やかに過ごしのこととお慶び申し上げます。
昨年は全国的に地震や台風などの自然災害が連続して起こるといふ、これまでに類を見ない大変厳しい年でした。

登米市においては、異常ともいえる高温による農作物への影響が心配されましたが、品質や収量への影響も比較的少なく、農家の皆様はもとより、農業関連機関も安堵している状況であります。

また、米価については生産コストに見合う水準になりましたが、生産農家からは、最近の農産物の価格上昇は消費者の理解を得られるのか、しかし農家の経営は苦しく、このままでは生産者は減り、食料自給率は下がり、令和7年はどうなるのかと心配の声があがっております。

その対策として、国や県などの正しい情報発信が必要であり、稲作が果たす多面的機能としての役割や多様な価値観を含めてしっかりと適正価格を伝えていくことが重要です。

現在、食料・農業・農村基本計画に基づき、国民一人ひとりの食料安全保障をどうするか、安定的に食料を確保するために何をすべきか、見直しの議論もいよいよ終盤を迎えています。農業委員会としても10年後を見据えた「地域計画」「目標地図」を活かし、さらに地域住民の声を考慮しながら担い手や多様な人材の育成にも努力し、それらの運用についても見極めてまいります。農地を守り活かし、持続可能な農業・農村を創るために現場の声を反映し、改善すべき事項を意見書として市などに提出し、未来を見据えた地方創生の一翼を担う組織として、これまで以上に尽力してまいります。

市民皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます、新年の挨拶といたします。

宮城県農業委員会大会・宮城県農業会議設立70周年記念式典



第9回宮城県農業委員会大会が、令和6年11月15日に名取市文化会館で開催され、県内の農業委員および農地利用最適化推進委員約700名が参加しました。大会に先立ち開催された「宮城県農業会議設立70周年記念式典」では同会議の運営に寄与した役員等への記念表彰が、大会では委員在職20年に達する委員等への表彰が行われました。

また、記念講演では、食料・農業・農村基本法改正のもとでの「地域農業再構築と農業委員会組織の役割」について講話をうけ、地域計画の「策定」から「実現」へと目指すべき視点が変わることを実感しました。

一方、議事においては、改正基本法にもとづく政策の具体化に向けた提案、老後の安定した生活を確保する農業者年金の普及拡大や情報提供の一環である全国農業新聞の購読拡大等が満場一致で採決されました。

担当：佐藤 久順委員

法務局からのお知らせ～相続登記の義務化について～

令和6年4月から相続登記の申請が義務化されました。

相続人は、不動産を相続で取得したことを知った日から

3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。

★制度に関する詳細は [法務省 相続登記](#) で検索

★相続登記や遺産分割に関する情報・手続のご案内はこちら

★登記の専門家へのご相談は、宮城県司法書士会の「相続登記相談センター」にお問い合わせください。

☎022-221-6870

(月・水・金/13:30~16:30)

仙台法務局登米支局

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



農業委員会事務局からのお知らせ

各種申請の締切について

農地の転用や売買、貸借などの申請は毎月10日が締切です。

※土曜、日曜、祝日の場合は翌平日になります。

購読しませんか？全国農業新聞

農業委員会ネットワーク機構が発行する週刊の農業総合専門紙です。金曜日発行で月700円。

申し込みは農業委員会事務局まで！

令和7年度農作業標準料金・賃金表

農作業標準料金・賃金表は、農作業の受委託をする場合の目安としてご利用ください。

※実際の作業料金を決定する際は双方協議をお願いします。

作業種目等		種 別	作業の 単位	区 画	令和7年度 標準料金 (税抜き)	令和7年度 標準料金 (10%税込)	備 考
耕起	水 田 耕 起	ト ラ ク タ ー	10a	30a未満	5,182円	5,700円	ロータリーを基準 耕深12cm以上
				30a～50a未満	4,527円	4,980円	
				50a以上	4,100円	4,510円	
	畑 耕 起	ト ラ ク タ ー	10a		3,245円	3,570円	二番耕
				30a未満	5,609円	6,170円	普通畑
代 か き	ト ラ ク タ ー	10a	30a未満	6,318円	6,950円	仕上げまで	
			30a～50a未満	5,955円	6,550円		
			50a以上	5,718円	6,290円		
田 植 え	催 芽 料 金	1袋	4kg	264円	290円		
	苗	1箱		727円	800円	苗を委託者自己搬入以外は1箱30円増 箱処理剤は含まない	
	田 植 機	10a	30a未満	5,618円	6,180円	・側条施肥は1,000円増 (肥料代は含まない) ・除草剤・箱処理剤の同時処理は各500円増 (薬剤代は含まない)	
			30a～50a未満	5,064円	5,570円		
			50a以上	4,636円	5,100円		
直 播	湛 水	10a		5,300円	5,830円	代かき済み圃場とし、種籾、コーティング処理含まず	
	乾 田			5,100円	5,610円	整地済み圃場とし、種籾含まず	
稲 刈 り	コ ン パ イ ン	10a	30a未満	16,827円	18,510円	隅刈～運搬まで ワラ切断 ワラ結束は2,000円増	
			30a～50a未満	16,009円	17,610円		
			50a以上	15,345円	16,880円		
籾 乾 燥 調 製	乾燥	生 籾 乾 燥	60kg		1,018円	1,120円	水分28%未満。28 %以上は双方協議
		半 乾 燥	60kg		636円	700円	水分17%以下のもの
		籾 す り	60kg		609円	670円	袋代は別
		色 彩 選 別	60kg		909円	1,000円	単独作業 籾すりと同時作業の時は双方協議。30kgは半額
散布	肥 料 散 布	ブロードキャスター	10a		773円	850円	肥料代は別
	農 業 散 布	背負動力散布機	10a		900円	990円	農薬代は別
	肥料・薬剤散布	ド ロ ー ン	10a		1,155円	1,270円	薬剤・肥料代は別 未整理地、障害物のある農地及び、薬剤の種類と散布量については双方協議
	堆 肥 散 布	マニアスプレッター	10a		2,691円	2,960円	堆肥代金は含まない。積込運搬含む
堆 肥			1t		3,182円	3,500円	有機センター成分と同等品、運搬なし
溝 切			1m		5円	5円	溝切は100m当たり530円位
畦 畔 塗 り			1m		38円	42円	片側
ワラ収集梱包	反転 収集	ジャイロレーキ	10a		1,409円	1,550円	2回を標準とする
		ロールベラー	10a		2,691円	2,960円	積み上げ・運搬は含まない 梱包、ラッピングについては、重量や巻数により 双方 協議
		ヘ イ ベ ー ラ	10a		3,245円	3,570円	
		ラ ッ ピ ン グ	1個	直径1m	1,055円	1,160円	
転作田草刈 (牧草)	ディスクモア	10a		3,064円	3,370円	転作草地の草刈り(刈り放し)	
畦畔草刈	草 刈 機	1時間		1,518円	1,670円	機械持ち (燃料含む)	
	自走畦畔草刈機	1時間		3,064円	3,370円	機械持ち (燃料含む)	
区画 拡大	心土破碎	サ ブ ソ イ ラ	10a	50a未満	2,982円	3,280円	2本爪 深さ40cm程度 5mピッチ
				50a以上	1,982円	2,180円	
	天地返し	ブ ラ ウ	10a	50a未満	6,936円	7,630円	深さ15cm以上 天地返し
				50a以上	4,955円	5,450円	
	砕 土	パーチカルハロー	10a	50a未満	4,955円	5,450円	ブラウ作業後の砕土・整地・鎮圧作業
				50a以上	3,973円	4,370円	
均 平	レーザーレベラー	10a		16,382円	18,020円	※土地の形状及び土質により作業効率が変わるため作業 内容を事前に十分協議。	
賃 金	オ ペ レ ー タ ー	1日			11,230円	トラクター・コンバイン等の運転のみを依頼する場合 の賃金(8時間)	
	一 般 作 業 員	1日			8,990円	一般農作業、男女とも同額(8時間)	

①賃金は、実働8時間を基準とします。

②農作業標準料金の税込表示額が10円単位となるよう税抜き表示額の1円未満を端数調整しています。

③作業料金は1作業のみの単独料金になります。複数の作業の場合は双方協議の上、決めてください。

④上記以外、未整備田(開田等)、地形、地質、作業内容や諸条件により通常と異なる場合は双方協議の上、決めてください。

⑤区画の考え方は、ほ場の区画ではなく作業面積による区画です。(例：1ha区画内で20aのみ作業する場合は「30a未満」の区画料金を適用します。)

登米市農作業標準料金・賃金改定委員会

※料金表は、中田支所を除く各総合支所でも配布します。また、市ホームページにも掲載しています。

【問い合わせ】登米市農業委員会事務局 0220-34-2317

令和7年4月から農地の貸借方法がかわります

◆変更の経緯

農家数の減少や高齢化により、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念され、国の法改正が行われました。これまでの人・農地プランが法定化され、将来にわたって守るべき農地、作物の振興方針、農地の集積方針など、目指すべき姿を示した目標地図を含む「地域計画」の策定が義務付けられ、農地の貸借方法もかわることになります。概要について以下のとおりお知らせします。

◆貸借方法について

現在は①市から認定をうけている農家や法人が契約できる農業経営基盤強化促進法による利用権設定（相対）②農地法第3条③農地中間管理事業のいずれかの方法で農地の貸借が可能です。「地域計画」を策定し公告した後は、①の方法による農地の貸借はできなくなります。登米市は令和7年3月末に地域計画を公告する予定のため、同年4月から①による貸借ができません。

🍅🍆 農地貸借Q & A 🍆🍅

Q：まだ契約の途中ですが、今回の法改正をうけて再契約の必要はありますか。

A：契約期間がまだ残っていれば再契約の必要はありません。

Q：5年前に農業委員会で利用権設定契約をした農地所有者です。令和7年5月に契約期間が満了となります。また同じ方に貸す場合、どのようにすればいいのでしょうか。

A：令和7年4月以降の貸借方法は農地中間管理事業または、農地法第3条の方法となります。契約相手と相談のうえ、貸借方法を決めてください。貸借方法によって準備する書類や、受付窓口が異なります（下記参照）。

Q：利用権設定契約が終了しました。手続きをしないとどうなりますか。

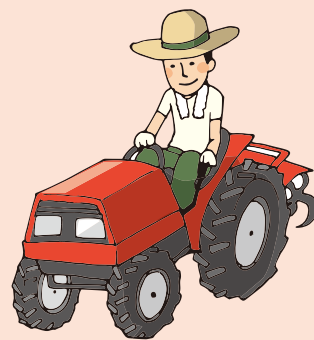
A：所有者に農地が返還されます。

所有者の方が農業者年金を受給している場合、受給している年金によっては年金額が減額する場合がありますので、農業委員会事務局までお問い合わせください。

Q：耕作をしていた父親が亡くなりました。登記名義も父親です。

これからは親戚に頼みたいのですがどうすればいいですか。

A：まずは相続登記を行ってください。登記が終わりましたら親戚の方と貸借方法について相談のうえ、下記までお問い合わせください。



問い合わせ先 ◎農地法第3条 → 登米市農業委員会事務局 ☎0220-34-2317
 ◎農地中間管理事業 → 登米市産業経済部産業総務課 ☎0220-34-2716

編集委員

委員長
副委員長

五十嵐幸喜
浅野和宏
三塚芳毅
佐藤久順
小野鉄子
高野健之
鹿野昭子
門馬一郎

昨年、米の収穫量については全国的には気候変動の影響が少なく、宮城県は比較的被害も少なく、地域全体の努力が実り、前年を上回る結果となりました。また、地域計画の策定も着々と進み、各地域では未来に向けた話し合いが進んでいると思われ、この計画は、地域農業をさらに発展させ、持続可能な未来を築くための重要なステップとなつていきます。地域の農業者や関係者の皆様が、一丸となつて取り組んでいる姿勢に、深く感謝申し上げます。今年一年さらに農業の魅力を発信し、地域全体の活性化を図ってまいります。引き続き、皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

担当：高橋健之委員

編集後記

新農業委員紹介

欠員となっていた農業委員が決定しました。
(任期 令和8年7月23日まで)



ちば あきひろ
迫町 千葉 昭広